記者発表資料

平成２２年１２月６日
東 北 地 方 整 備 局

道路維持工事の道路巡回及び道路管理補助業務担当技術者実務講習会・考査の実施について

東北地方整備局では平成２３年度より道路維持工事に、道路巡回を含めた発注を予定しております。このため、道路維持工事の受注を目指す企業については、道路巡回を実施する担当技術者の育成が求められます。

また、道路管理補助業務（許認可審査・適正化指導業務、特殊車両通行審査許可業務、道路施設監視業務、道路情報連絡業務）について、競争入札に、より多くの企業に参加いただくよう、広く周知を図るとともに、業務を実施する担当技術者の育成を促す必要があります。

このため、本実務講習会・考査は、１１月３０日と１２月２日の両日に、企業において担当技術者の育成・指導をご担当されている方を対象に実施した「技術講習会」を踏まえて、道路巡回又は道路管理補助業務を実施する担当技術者としての要件を得ようとする方を対象に、今年度より実施することとしましたのでご案内します。

○開催地：青森市、盛岡市、仙台市、秋田市、山形市、福島市
①開催日　　平成２３年１月１５日（土）
②会　場　　別添－２参照
③時　間
【道路巡回、特殊車両通行審査許可業務】
受付　　９：００～　９：５０
講習・考査　１０：００～１２：００
【許認可審査・適正化指導業務、道路施設監視業務、道路情報連絡業務】
受付　　１３：００～１３：５０
講習・考査　１４：００～１６：００

○講習・考査対象者　　道路巡回又は道路管理補助業務を実施する担当技術者としての要件を得ようとする方

○申し込み方法
東北地方整備局ホームページから申し込み用紙（様式－１）を印刷し、必要事項を記入のうえ12月22日（当日消印有効）までに、講習会等を希望する会場のある県庁所在地事務所（別添－１参照）宛に簡易書留で郵送願います。
※東北地方整備局ホームページ　http://www.thr.mlit.go.jp/

＜発表記者会：東北専門記者会＞

問 い 合 わ せ 先

国土交通省　東北地方整備局　　０２２－２２５－２１７１（代）
道路部　道路管理課長　　木　我　　茂　　（内線　4411）
道路管理課長補佐　　舟　山　義　広　　（内線　4412）

道路維持工事の道路巡回及び道路管理補助業務
担当技術者実務講習会・考査　募集要綱

１．開催趣旨

平成２３年度より東北地方整備局では各事務所が発注する道路維持工事に、道路巡回を含めた発注を予定しております。このため、道路維持工事の受注を目指す企業については､道路巡回を実施する担当技術者の育成が求められます。

また､東北地方整備局管内の事務所が発注する許認可審査・適正化指導業務、特殊車両通行審査許可業務、道路施設監視業務、道路情報連絡業務（以下「道路管理補助業務」という）について、競争入札に、より多くの企業に参加いただくよう、広く周知を図るとともに、業務を実施する担当技術者の育成を促す必要があります。

このような状況から、平成２２年１１月３０日と１２月２日の両日、企業において担当技術者の育成・指導を担当されている方を対象とした｢技術講習会」を開催したところです。

本講習会・考査は、先に実施した技術講習会を踏まえて、予定担当技術者に対する要件の１つである「・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者」（別添ー３参照）としての要件を得ようとする方を対象に開催するものです。

２．考査合格者に付与される資格

本講習会を受講し、考査に合格した方は、道路巡回を実施する担当技術者の資格を有する者、また道路管理補助業務を実施する担当技術者の資格を有する者としての要件が得られます。

注１）講習会・考査は、「３．講習会・考査の開催等」に示す①～⑤の５つのコース別に実施し、講習会を受講して考査に合格したコースに限って資格認定されるものです。

３．講習会・考査の開催等

１）講習会・考査を実施するコースは以下のとおりです。

① コース１　：　道路巡回
② コース２　：　特殊車両通行審査許可業務
③ コース３　：　許認可審査・適正化指導業務
④ コース４　：　道路施設監視業務
⑤ コース５　：　道路情報連絡業務

２）講習会・考査の対象者

・講習会・考査（以下「講習会等」という）を希望する方に対する資格等の要件は求めていません。
・ただし、※同種業務の実務経験が1年以上ある方で講習会等を希望する場合は、「講習会・考査申込書（様式ー1)」に同種業務の業務経歴を記載してください。
※同種業務とは、国、県、政令市、東日本高速道路（株）が発注した３．１）に記載のコース１から５の業務をいう。
・なお、特殊車両通行審査許可業務の講習会等を希望される方は、パソコン操作が出来る方を対象とします。
・１１月３０日：仙台、１２月２日：盛岡で実施した「技術講習会」を受講した企業の方のみを対象としているものではありません。

３）講習会等の申し込み

講習会等の申込書の提出等は次のとおりです。

①講習会等申込受付期間

平成２２年１２月２２日（水）（当日消印有効）

②提出先

・申込書は講習会等を希望する会場のある県庁所在地事務所の道路管理第一課（別添－１参照）に送付してください。
※講習会等を希望する会場は自由選択としております。

③提出書類

・講習会・考査申込書　様式－１
東北地方整備局ホームページから申し込み用紙を印刷し、必要事項を記入（顔写真を貼る）のうえ郵送願います。
※東北地方整備局ホームページ　http://www.thr.mlit.go.jp/

④書類の提出方法

・書留郵送

⑤簡易書留の表面に「担当技術者実務講習会・考査申し込み書在中」と記載してください。

４．講習会・考査の日時、会場

講習会・考査は６会場（別添－２参照）で開催します。なお、いずれの会場も開催日、開催時間は同一としています。

１）開催日　　平成２３年１月１５日（土）

２）時　間

・コース１（道路巡回）、コース２（特殊車両通行審査許可業務）

受付	９：００～　９：５０
講習会	１０：００～１０：５０
考査	１１：００～１２：００

・コース３（許認可審査・適正化指導業務）、コース４（道路施設監視業務）
コース５（道路情報連絡業務）

受付	１３：００～１３：５０
講習会	１４：００～１４：５０
考査	１５：００～１６：００

注１）コース４及びコース５の講習会等は同一の室で実施します。

５．注意事項等

①　携行品

・筆記具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）

※「講習会テキスト」は会場では配布しませんので、「東北地方整備局ホームページ http://www.thr.mlit.go.jp/」から各自ダウンロードして持参してください。

②　注意事項

・講習会等の受付時に受験番号を渡します。
・講習会・考査の当日は講習会等の始まる１０分前までに受け付けを済ませ、所定の会場へ入り、受験番号の指定の席に着席して静かにお待ち下さい。
・受講態度が不適切である者は、講習会等を受講したとは認めない場合があるので注意願います。
・講習会等の会場では、駐車場を準備しておりません。公共交通機関でお越し下さい。

③　個人情報の取り扱い

・講習会・考査申込書により取得した個人情報は、講習会等の実施、資格認定書の交付を行うための情報として利用し、それ以外の目的では使用しません。

６．合格発表等

「合格発表」及び「資格認定書の交付」は、次のとおりです。

①　合格者の発表は、「東北地方整備局ホームページ http://www.thr.mlit.go.jp/」で、平成２３年１月１９日（水）１５時から２月１８日（金）まで、合格者の「受験番号」を公表します。

②　資格認定書は、合格者本人に直接郵送します。

③　交付される資格認定書は、３年間有効としますので大切に保管してください。

７．問い合わせ先

〒９８０－８６０２　仙台市青葉区二日町９番１５号
東北地方整備局　道路部　道路管理課　管理係
℡　０２２－２２５－２１７１
〔メールアドレス〕
doukan-kosyukai@thr.mlit.go.jp

様式ー1　　番号 [　　－　　]

平成22年度　道路維持工事の道路巡回及び道路管理補助業務

担当技術者実務講習会・考査

申　込　書

※講習会・考査を申し込まれる項目に〇を付けてください。

	コース1　道路巡回
	コース2　特殊車両通行審査許可業務
	コース3　許認可審査・適正化指導業務
	コース4　道路施設監視業務
	コース5　道路情報連絡業務

写　真

・正面・無帽の顔写真のもの
・カラー写真
（カラーコピーでも可）

フリカ゛ナ 氏　　名		現住所	〒　　－ TEL　　（　　）
生年月日	□ 昭 和 □ 平 成　　年　　月　　日　　満　　才		
勤務先		勤務先 所在地	〒　　－ TEL　　（　　）

※過去(平成13年度以降)に国、県、政令市、東日本高速道路(株)が発注した
コース1から5のいずれかの業務に従事した経験がある方は以下を記載願います。
なお、受講を希望する業務と、従事経験がある業務が異なる場合でも記載願います。

□過去に従事した業務　　※記入例（ コース 2 ， 特殊車両通行審査許可業務 ）

コース＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ， ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿業 務

□従事した場所　　※記入例（ 〇〇河川国道事務所、 〇〇県〇〇地域振興局）

□従事期間

直近の経験について記入をお願いします。(今年度も含む)

※記載例 平成 22 年 4月 ～ 平成 23 年 3 月 予定 （今年度従事している場合は予定で記載をお願いします。）

平成　　年　　月 ～ 平成　　年　　月

別添－1

道路維持工事の道路巡回及び道路管理補助業務
担当技術者実務講習会･考査 「申し込み先」について

開催地	申 し 込 み 先 住 所	宛 先
青森市	青森河川国道事務所 〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20-38 TEL: 017-734-4573(直通)	道路管理第一課
盛岡市	岩手河川国道事務所 〒020-0066 岩手県盛岡市上田4丁目2-2 TEL: 019-624-3289(直通)	道路管理第一課
仙台市	仙台河川国道事務所 〒982-8566 宮城県仙台市太白区郡山五丁目6-6 TEL: 022-248-4131(代)	道路管理第一課
秋田市	秋田河川国道事務所 〒010-0951 秋田県秋田市山王1丁目10-29 TEL: 018-864-2291(直通)	道路管理第一課
山形市	山形河川国道事務所 〒990-9580 山形県山形市成沢西四丁目3-55 TEL: 023-688-8943(直通)	道路管理第一課
福島市	福島河川国道事務所 〒960-8584 福島県福島市黒岩字榎平36 TEL:024-539-6130(直通)	道路管理第一課

別添－2

道路維持工事の道路巡回及び道路管理補助業務
担当技術者実務講習会・考査 「会場」について

開催地	会　　場	備 考
青森市	【青森市文化会館】 〒030-0812 青森市堤町一丁目4番1号 TEL 017-773-7300	
盛岡市	【マリオス盛岡地域交流センター】 〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通二丁目9番1号 TEL 019-621-5000	
仙台市	【東京エレクトロンホール宮城（宮城県民会館）】 〒980-0803 仙台市青葉区国分町3-3-7 TEL 022-225-8641	
秋田市	【秋田県JAビル】 〒010-0976 秋田市八橋南二丁目10番16号 TEL 018-864-2055	
山形市	【山形国際交流プラザ（ビッグウイング）】 〒990-0076 山形市平久保100番地 TEL 023-635-3100	
福島市	【コラッセふくしま】 〒960-8053 福島県福島市三河南町1番20号 TEL 024-525-4089	

別添－３

(公物管理補助業務（道路許認可審査・適正化指導業務）民間競争入札実施要項より抜粋)

■「特殊車両通行審査許可業務」、「許認可審査・適正化指導業務」の配置予定担当技術者に対する要件

3-6　配置予定担当技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

（１）予定担当技術者の資格

以下のいずれかの資格等を有するもの

・技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門)、技術士補（建設部門）
・一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
・土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会１級技術者又は土木学会２級技術者
・ＲＣＣＭ又はＲＣＣＭと同等の能力を有する者(技術士部門と同様の部門に限る)
・「同種又は類似業務」※1 の実務経験が１年以上の者
・道路法 71 条第 4 項の道路監理員の経験を１年以上有する者
・道路又は河川関係の技術的行政経験を１０年以上有する者
・その他発注担当部署が認めた公物管理の資格を有する者

※1 同種又は類似業務

平成１３年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成２２年度完了予定も対象に含む）において、１年以上の実務経験を有すること。

実務経験には、平成１３年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った実務経験も同種又は類似業務として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も認める。

１）同種業務：国、都道府県、政令市、特殊法人等（注１）が発注した公物管理補助業務（道路）（注７）

２）類似業務：

・地方公共団体（注２）（都道府県及び政令市を除く)、地方公社（注３)、公益法人（注４）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業（注５）が発注した公物管理補助業務（道路）（注７）
・国、都道府県、政令市、特殊法人等（注１)、地方公共団体（注２)、地方公社（注３)、公益法人（注４）又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した発注者支援業務（注６)、管理施設調査・運用・点検業務（道路）（注８)、ＣＭ業務、ＰＦＩ事業技術アドバイザリー業務、土木設計における概略･予備･詳細設計業務（道路)、土木工事における監理技術者の業務

注１）特殊法人等とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第一条に示す、関西国際空港(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、成田国際空港(株)、西日本高速道路(株)、日本環境安全事業(株)、阪神高速道路(株)、東日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株)、日本中央競馬会、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人高齢・

障害者雇用支援機構、独立行政法人国際協力機構、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人自動車事故対策機構、独立行政法人情報通信研究機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本学生支援機構、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本万国博覧会記念機構、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人労働者健康福祉機構（日本道路公団など同条に規定する法人の組織改編前の法人、附則第２条から第４条に示す独立行政法人を含む）に加え国土交通省所管のその他の独立行政法人、地方共同法人日本下水道事業団をいう。

注２）地方公共団体とは地方自治法第１条の３に規定する普通地方公共団体（都道府県、市町村）及び特別地方公共団体（地方公共団体の組合、財産区、及び地方開発事業団）をいう。

注３）地方公社とは、地方道路公社法に基づく道路公社、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設置した「土地開発公社」、地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」をいう。

注４）公益法人とは、次のものをいう。

一　公益法人とは、一般社団法人又は一般財団法人に関する法律に基づき設立された一般社団法人又は一般財団法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づき認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人。

二　旧民法第３４条の規定により設立された社団法人又は財団法人であって、平成２０年１２月１日現在、現に存する法人であって、新制度の移行の登記をしていない法人（特例社団法人又は特例財団法人）。

注５）大規模な土木工事を行う公益民間企業とは、鉄道会社、空港会社、道路会社、電力会社、ガス会社、石油備蓄会社、電気通信会社をいう。

注６）発注者支援業務とは、積算技術業務、技術審査業務及び工事監督支援業務をいう。

注７）公物管理補助業務とは、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム･排水機場管理支援業務、道路巡回業務及び道路許認可審査･適正化指導業務をいう。

注８）管理施設調査・運用・点検業務とは管理施設調査業務、管理施設運用業務、管理施設点検業務をいう。

※「道路巡回」、「道路施設監視業務」、「道路情報連絡業務」については、上記の要件と同様の予定。